

納付金納付及び返金規定

「納付について」

- 学費は別表所定の額とし、学費の納付は入学オリエンテーション時に配布する学費納付案内通りにする。ただし、入学を許可された者の初年度の納付金は入学前、学費請求書に定めた期日までに1年の学費を納付しなければならない。
- 在学生でやむを得ない事由により1の期限までに学費を納付できない場合には延納願を提出し、事務長の許可を受けて納付期限より最高1ヶ月以内で延納又は分納することができる。(但し、事務手数料5,500円が発生する)
- 納付期日までに納付せず滞納している場合には、当該生徒に対して在留資格更新手続きを行わない。また、事情により、出席を停止することがある。
- 入学1年目で進学・留学以外の在留資格への変更(就職・家族滞在等)・帰国する者は計画書を提出し、3ヶ月の納付金を払う。(但し、入学許可書・内定通知書・帰国便のEチケット等の証明書類がある場合は納付不要だが、3ヶ月納付金を払わなかった場合には今後の計画を変更し当校で続けて勉強することはできない。)不合格または計画を変更し、引き続き当校で勉強すると決めた場合には受験結果発表日より1週間以内に残りの納付金を払う。

「返金について」

時期	状況	選考料	入学金	授業料	施設維持費	手続き	退学届
入学前	在留資格認定証明書交付前の入学辞退または不交付	返金しない	支払い前			入学辞退の場合留学エージェンシーを通すなど文書で意思表明	不要
	在留資格認定証明書交付後	査証(ビザ)を申請せずに入学辞退	返金する 返金額:全額			入学許可書及び在留資格認定証明書の返却	
		査証取得後 来日前に入学辞退				①査証が未使用かつ失効が確認できるパスポートのコピーと動画を提出 ②入学許可書及び在留資格認定証明書の返却	
入学後	課程修了前の中途退学	在外公館で査証不発給	返金しない 返金する 返金額: 下記の 「注意事項」 5番を確認			①査証不発給印のあるパスポートのコピーと動画を提出 ②入学許可書の返却	必要 + 経費 支弁者の 同意が 必要
		帰国				①帰国前に帰国便のEチケットを提出 ②帰国後に穴があけられて無効になった在留カード及び帰国スタンプがあるパスポートの写真を提出	
		進学				進学先が確認できる書類のコピー(入学許可書、学生証、在学証明書など)を提出	
		在留資格変更				在留資格が留学以外の在留カードの原本を提出(確認後返却)	

「注意事項」

- 1年次の納付金はいかなる場合であっても返金しない。
- 学生本人の落ち度(出席不良、法令違反、刑事処分など)により退学(除籍)処分または在留期間更新が不許可になった場合は返金しない。
- 入国遅れで出席できなかつた分は返金しない。
- 地震や台風などの自然災害、感染症の拡大や戦争などの人的災害による休校の場合は返金しない。
- 返金額は入学日(日本国内進学先)・帰国日・在留資格変更が完了した日を基準に納付した金額が3ヶ月以上残っている場合、3ヶ月分の納付金から事務手数料(11,000円)を引いた全額
- 返金は上記の手続きの完了日から1か月以内に行われ、返金の際発生する手数料は受取人負担となる。

附則 本規定は、2012年1月1日から施行する。

全面改訂 2023年12月1日から施行する。